令和２年４月１日改正

保護預り規定兼振替決済口座管理規定

改正後	改正前
（手数料） 第８条　この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、１年分を前払いするものとし、毎年４月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。 　なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から月割計算によりお支払いください。 ２　手数料は金融情勢その他相当の事由により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。	（手数料） 第８条　この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、~~別途記載の料率と計算方法により~~１年分を前払いするものとし、毎年４月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。 　なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から月割計算によりお支払いください。 ２　手数料は~~諸般の情勢~~により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
（他口座管理機関との振替） **第 11 条**　当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関への振替または他の口座管理機関からの振替を行うことができます。 ２　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。 ３　また、当行で一般債を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名・口座番号、口座名等。担保設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等)をご連絡ください。必要事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。	（他の口座管理機関への振替） **第 11 条**　当行は、お客様からお申し出があった場合には、~~他の口座管理機関へ~~振替を行うことができます。 ２　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。 （追加）
（保護預り証券の返還または振決国債の抹消の申請に準ずる取扱い） **第 15 条**　当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第９条第２項の手続きを待たずに保護預り証券の返還の請求、又は振替法に基づく振決国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様に代わって手続きさせていただきます。 （以下、変更無）	（保護預り証券の返還または振決国債の抹消の申請に準ずる取扱い） **第 15 条**　当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第~~８~~条第２項の手続きを待たずに保護預り証券の返還の請求、又は振替法に基づく振決国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様に代わって手続きさせていただきます。
（連絡事項） **第 18 条** ２　前項第１号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年１回以上ご通知します。	（連絡事項） **第 18 条** ２　前項第１号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年１回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不明な点があるときは、申込書控等に記載されている当行の担当部署に直接ご連絡ください。 ４．当行は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第２条第３１項に規定する特定投資家（同法第３４条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第３４条の３第４項（同法第３４条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第２項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。 ４．当行は、第２項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第２条第３１項に規定する特定投資家（同法第３４条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第３４条の３第４項（同法第３４条の４第~~4~~項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第２項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
（解約等） **第 21 条** ４　次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第７条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 ①　お客様が手数料を支払わないとき ②　お客様について相続の開始があったとき ③　お客様等がこの規定に違反したとき ④　第８条による料金の計算期間が満了した時に１年以上口座残高がないとき ⑤　お客様（またはお客様の代理人等）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」とう）などの反社会的勢力に該当すると当行が認めたときまたは次のアからオのいずれかに該当したとき ア.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること イ.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ウ.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること エ.暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認	（解約等） **第 21 条** ４　次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第７条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 ①　お客様が手数料を支払わないとき ②　お客様について相続の開始があったとき ③　お客様等がこの規定に違反したとき ~~④　お客様が第 27 条に定めるこの規定の変更に同意しないとき~~ ~~⑤　お客様が暴力団、暴力団関係企業、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき~~

められる関係を有すること オ.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ⑥　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為等を行い、当行が当該契約について継続しがたいと認めたとき （削除） ⑦　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき	⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為等を行い、当行が当該契約について継続しがたいと認めたとき ~~⑦ お客様が暴力団員等に対して資金提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すると当行が認め、解約を申し出たとき~~ ~~⑧~~やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
(成年後見人等の届出) 第 27 条　家庭裁判所の審判により、お客様（またはお客様の代理人等）に補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届出ください。 お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届出ください。 2　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 3　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がされている場合にも、本条第１項第２項と同様にお届けください。 4　本条第１項から第３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届出ください。 5　本条各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。 （以下、条文番号繰り下げ）	（追加）
（規定の変更） 第 28 条　この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。 なお、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。	（規定の変更） 第 ~~27~~ 条　この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。 ~~なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。~~